

# 川内川の情報

をお伝えします

## 京町出張所だより

NO. 34

R3.7.1

〔発行〕 国土交通省  
川内川河川事務所  
京町出張所

### ◎工事関係情報（令和2年度完成）

流域の安全安心のため、令和2年度もさまざまな工事を行いました。

#### ○河道掘削工事（亀沢地区・湧水町鶴丸地区・原田地区）（令和元年は向江・南岡松地区を実施）

土砂(95,000m<sup>3</sup>)を掘削し、洪水の流れをよくしました。



#### ○河床低下対策工事（湯田地区）（平成26年から前田・原田・今西・小田地区などで実施）

河床低下により堤防などが壊れるのを防ぐため、河底に巨石を並べ、河底が下がらないようにしました。



#### ○堤防強化工事（亀沢地区・向江地区・麓地区）（令和元年は南岡松・水流地区を実施）

万が一、川の水が堤防を乗り越えても壊れにくいように、コンクリートブロック（亀沢・向江地区約1,320m、麓地区約840m）により堤防を強くしました。



これからも流域の安全安心に努めます。ご協力のほど、よろしくお願いします。

## ○加久藤橋旧橋撤去受託工事

旧橋の撤去により、平成26年度から行いました加久藤橋の架替え工事が全て終了しました。



## ◎出水に備えて巡視を実施しました◎

6月9日に水防活動に係る関係機関、団体(えびの市、警察、消防、自衛隊、災害時等協力業者)が参加し、洪水時に迅速かつ的確に活動を行うための情報共有を行い、重要な水防箇所の合同巡視を行いました。

この巡視は、水防資材の位置や堤防裏の状況、重要箇所の現状把握を行い、水防活動の前情報とするためのものです。



## お知らせ

5月に河川敷で野焼きをした跡が確認されております。(徳満橋上流左岸)  
野焼きが原因で、河川管理施設(堤防、樋管など)が損傷する恐れがありますので、野焼きは行わないで下さい。  
堤防付近での野焼きにより堤防の芝にまで燃え広がると堤防が弱くなってしまいます。  
また、河川敷は燃え広がりやすく  
周辺の火災へとつながります。

堤防の近くでの野焼きは絶対にやめましょう！！



堤防などに被害が！

【罰則】 河川法第27条第1項違反 (土地改変) →1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (河川法第102条)